

韓国知的財産ニュース 2018 年 8 月後期

(No. 373)

発行年月日：2018 年 9 月 3 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

- 1-1 [議員立法]特許法・商標法・デザイン保護法一部改正法律案
- 1-2 [議員立法]不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

関係機関の動き

- 2-1 IP 創業ゾーンによる特許支援で起業の成功率がアップ
- 2-2 特許庁長、五庁による協力審査は海外進出における突破口
- 2-3 将来の知的財産専門の法律家になるための挑戦、その結果は

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 ソウル市、明洞で日本人観光客を狙い、偽ブランド品を販売した業者を摘発
- 3-2 外国の有名商標の模倣をめぐる商標紛争が減少
- 3-3 特許庁、偽加工肉・偽パック肉の製造・流通業者を摘発
- 3-4 違法コピー品が出回るオンライン流通市場規模、毎年 10%縮小

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 画像デザイン、創作性が高くなければ、権利として保護されない

その他一般

- 5-1 スマートフォンを財布のように折りたたみ、広げる
- 5-2 2018 年上半期中知財権貿易収支赤字が過去最低、韓流コンテンツの力
- 5-3 韓国大企業の甘い特許戦略...登録料未払いによる消滅率が海外より高い

法律、制度関連

1-1 特許法・商標法・デザイン保護法一部改正法律案

議案情報システム (2018. 8. 17)

特許法・商標法・デザイン保護法一部改正法律案

議案番号：2014920、2014923、2014927

提案日：2018. 08. 17

提案者：自由韓国党キム・ギソン（金起善）議員以外9人

<提案理由および主要内容>

現行法によると、特許庁長又は特許審判員長は払いすぎた特許料および手数料については、その事実を納付者に通知し、納付者の請求によって返還することになっているが、通知を受けた日から3年が過ぎれば返還請求は不可能となる。

しかし、特許庁が特許料などの返還通知を出しても納付者が返還請求期間以内に請求できず、返還対象となっている特許料などを返してもらえない事例が多数発生しているのが現状である。

そのため、特許料および手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長し、特許料および手数料を納付した者の権利を保護するためである（（案）第84条第3項）。

1-2 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム (2018. 8. 23)

不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案番号：2014997

提案日：2018. 08. 23

提案者：共に民主党 パク・ビョンソク（朴炳錫）議員外9人

<提案理由>

現行法には故意又は過失による営業秘密侵害行為を行い、営業秘密保有者の営業上の利益を侵害して損害を負わせた者についてはその損害額の範囲内で損害賠償責任を負うものとし、不正な利益を得る、あるいは営業秘密保有者に損害を負わせる目的で営業秘密を国内、又は国外で取得・使用・漏洩する者については処罰をするとの規定がある。

このように現行法に制裁手段があるにもかかわらず、企業の営業秘密流出事件が持続的に増加しており、営業秘密が流出して被害を被った企業の経済的損失額に比べ、営業秘密侵害行為を行った者の損害賠償額、営業秘密侵害行為を行った者に対する処罰水準が不十分であるため、営業秘密保有者の保護および該当犯罪の抑制には限界があるという指摘がある。

そこで営業秘密侵害行為に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、営業秘密を侵害した者などに対する罰則水準を引き上げ、企業の営業秘密保護を強化するためである。

<主要内容>

- イ. 営業秘密侵害行為により、営業秘密保有者が重大な損害を被ったと認められる場合、損害額の3倍を越えない範囲で損害賠償額を定めることができる懲罰的損害賠償制度を導入する（(案)第14条の2第6項および第7項）。
- ロ. 不正な利益を得る、あるいは営業秘密保有者に損害を負わせる目的でその営業秘密を海外で使用するか、海外で使用されることを知りながら取得・使用、又は第三者に漏洩した者に対する罰則を現行10年以下の懲役、又は1億ウォン以下の罰金から15年以下の懲役、又は10億ウォン以下の罰金に引き上げる（(案)第18条第1項）。
- ハ. 不正な利益を得る、あるいは営業秘密保有者に損害を負わせる目的でその営業秘密を取得・使用するか、第三者に漏洩した者に対する罰則を現行5年以下の懲役、又は5千万ウォン以下の罰金から10年以下の懲役、又は5億ウォン以下の罰金に引き上げる（(案)第18条第2項）。
- ニ. 営業秘密侵害行為に対する未遂犯を本罪に準じて処罰する（(案)第18条の2）。
- ホ. 営業秘密侵害行為の罪を犯す目的で予備又は陰謀をした者に対する罰金額を引き上げる（(案)第18条の3第1項および第2項）。

関係機関の動き

2-1 IP創業ゾーンによる特許支援で起業の成功率がアップ

韓国特許庁（2018.8.16）

- 忠清北道地域の「IP創業ゾーン」、清州で8月17日（金曜）に開所 -

韓国特許庁は、優秀なアイデアを特許権で確保し事業化につなげるために、起業準備者を支援する「忠清北道 IP創業ゾーン」を8月17日に清州で開所すると発表した。

* IP 創業ゾーン (16 カ所) : 釜山、仁川、大邱、光州、江原 (原州)、忠清南道 (天安)、全羅北道 (全州)、済州、蔚山、慶尚北道 (安東)、忠清北道 (清州)、京畿 (城南)、ソウル、大田、全羅南道 (木浦)、慶尚南道 (昌原)

IP 創業ゾーンとは、特許コンサルティングにより、起業準備者のアイデアを具体化し発展させ、特許を基盤とする起業アイテムの導出を支援する事業である。

IP 創業ゾーンの参加者は、起業アイテムの導出だけでなく、事業計画書の作成などの創業コンサルティングを受けて、中小ベンチャー企業部などの創業支援プログラムの連携支援を受けることができ、起業の成功率を高めることができる。

また、知的財産の専門コンサルタントが特許出願の手続だけでなく、特許の品質まで管理することで、起業準備者は高品質の特許を獲得し、起業後に紛争に巻き込まれず、安心してビジネスすることができる。

* 特許を保有して起業した場合、廃業減少率は 50% に達する (2014、知的財産研究院)

* 特許を保有して起業した場合は、特許を保有せず起業した場合に比べ、3 年以内の成功率が 2 倍以上高く、ベンチャーキャピタルへの投資後、10 年以内の成功率も 20 ポイント高い (2014、ParisTech)

特許庁産業財産政策局の局長は「スタートアップの 73% が 5 年以内に廃業するのが現状であるため、起業の成功率を高めるためには、起業の準備段階から特許などの知的財産の競争力を備えることが何よりも重要である」とし、「特許庁はこれからも IP 創業ゾーンを通し、起業準備者が質の高い特許サービスを受けることができるよう、政策的支援を惜しまない」と述べた。

アイデアがある地域住民なら誰でもその地域の IP 創業ゾーンのプログラムに参加することができ、全ての教育課程と特許出願費用は無料となる。不明な点については、地域知識財産センターのウェブサイト (www.ripc.org) で確認する、あるいは代表電話 (1661-1900) までお問い合わせを。

「韓国は知的財産分野の強国かつ先進国であり、五庁による協力審査は韓国企業の海外進出における突破口になる」

韓国特許庁ソンユンモ庁長は、「五庁が協力審査を行うことで合意し、韓国が知的財産分野で世界5位という事実を実感できた」と述べた。

実際、韓国の特許出願件数は年間21万件と中国、米国、日本に次いで世界4位となっているが、GDP比と人口比の特許出願件数では首位となっている。

特許庁長は「昨年開かれた五庁長官会合で、効率的で費用対効果が高いうえ、ユーザーフレンドリーな国際特許環境づくりというビジョンを確立し、そのための特許制度と慣行の調和、審査協力の強化、特許情報の共有強化について議論した」とし、「過去10年間行ってきた特許審査の効率や品質の向上に向けた五庁間の協力が、今回のPCT協力審査の開始により実を結んだ」と評価した。

続いて「五庁による協力審査は国家間の共同審査の新たなモデルを提示する歴史的な試み」とし、「審査の品質を高め、特許を予測する可能性を高めるなど、特許制度サービスの改善に大きく貢献するだろう」と説明した。それに伴い、韓国企業の海外への特許出願が簡単になり、知的財産の先進国が評価した報告書を受け取ることができるため、海外進出の機会を増やすことができるということである。

特許庁長は第4次産業革命にかかわる知財権分野で五庁が協力を強化することで合意した点にも注目した。「五庁はモノのインターネット (IoT) をはじめとする第4次産業革命の関連産業全般で「標準特許」について議論することにし、主にシステムの法的安定性と予測可能性を高める方策に焦点を当てる予定」とも付け加えた。

五庁は第4次産業革命の新技术に対する特許分類の細分化事業も進めることで合意した。IoT、自動運転車の分野に加え、韓国が提案した人工知能 (AI)、知能型ロボット、3Dプリンティング、ビッグデータ、クラウドコンピューティング分野も含まれた。

特許庁長は「五庁は世界特許システムの改善をリードする中核的な協議体であり、来年6月中旬には韓国が仁川松島で五庁長官会合を開催する予定だ」とし、「第4次産業革命

時代の革新成長の中で国際的な知的財産の環境改善を図ることができるよう、先進特許庁との協力を強化していきたい」と述べた。

2-3 将来の知的財産専門の法律家になるための挑戦、その結果は

韓国特許庁 (2018. 8. 27)

- 特許庁と特許法院、第 5 回特許訴訟弁論コンテストを共催-

韓国特許庁と特許法院は、法科大学院の学生が模擬裁判を通して実力を競う「第 5 回特許訴訟弁論コンテスト」を 8 月 27 日午前 11 時、特許法院（大田屯山洞）で開催すると発表した。

このコンテストは特許法院と特許庁が共催し、法科大学院協議会が後援し、韓国発明振興会が主催する。知的財産権をめぐる紛争が続くなか、将来の法律家に特許訴訟を体験する機会を提供するために開かれる。

参加者は、特許法院の裁判官と特許審判院の審判官が出題した特許訴訟・商標訴訟に関する事例型問題について弁論するための準備書面を作成・提出し、弁論期日（コンテスト本選）には既に提出した準備書面を基に、論理を組み立てて裁判部に自分の主張を展開し、相手の主張に反論するための弁論コンテストを行う。

特許法院の裁判官と特許審判院の審判官からなる裁判部は、各チームの弁論レベルを総合的に評価し、受賞者を決める。

今年は全国 25 の法科大学院のうち、15 大学院・35 チームが申し込み、書面審査を経て 24 チーム（特許分野 16 チーム、商標分野 8 チーム）が本選に進出する。8 月 27 日、特許法院の法廷で模擬弁論（本選）を行い、受賞者が決まる。

各分野の上位 2 チームにはそれぞれ特許法院長賞、特許庁長賞と賞金 400 万ウォンずつ与えられる。上位 6 チーム（特許 4 チーム、商標 2 チーム）に授与する賞金は計 4,000 万ウォンとなっている。入賞チームは特許法院が行う深化研修の機会、特許庁への入庁を志望する際の特典を享受できる。

特許庁と特許法院は、このコンテストが知財権分野の実務能力を備えた法律家の養成につながり、今後、国民と企業に質の高い知財権保護サービスを提供する土台になると見込んでいる。

詳細については、コンテストのウェブサイト (www.patentmoot.or.kr) で確認する、あるいは主管機関である韓国発明振興会 (02-3459-2807) までお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 ソウル市、明洞で日本人観光客を狙い、偽ブランド品を販売した業者を摘発

ソウル特別市 (2018. 7. 31)

ソウル市民生司法警察団 (以下、市民司警) はソウルの人気観光地である明洞で日本人観光客を狙い、腕時計やハンドバッグ、財布、衣類などの偽ブランド品を流通・販売した A 氏 (47 歳) から 4 人を摘発したと明らかにした。また、彼らが 6~7 月に流通した偽ブランド品 640 点 (正規品価格 15 億ウォン) も全量押収した。

市民司警の捜査によると、A 氏ら被疑者は韓国人の出入りは制限し、路上で客引きをしたり、紹介者を通じて連れてきたりした日本人観光客のみ出入りすることができる秘密場所を明洞に設け、高価な偽ブランド品を流通・販売してきたことが明らかになった。

客引きは日本人観光客に近づき、いわゆる「S 級偽ブランド品」があると客引き行為をした後、日本人観光客を秘密場所に誘い込んでいた。売り場は事務室や倉庫を装っており、狭い 1 階の出入口を通らないと入れないところの地下や地上 2・3 階にあった。しかも、飛ばし携帯を使っていたため、客引き同士でも身元を明かさない組織になっていた。

市民司警は、今年 5 月末、明洞のマッサージ店でマッサージを受けた日本人観光客が客引きに連れ出され、偽ブランド品を買わされたとの情報を入手し、捜査に着手した。日本語が堪能な同市の捜査官が日本人観光客に成りすまして店舗の位置を確認し、6 月初めにその場所を強制捜査し、被疑者らを摘発した。

日本人観光客を装った捜査官はマッサージを受け、マッサージ店に訪ねてきた客引きの案内により明洞の街に出た。客引きは売り場に直行せず、明洞の街をあちこち連れ回した後、特定地点に到着して別の客引きに交代した。次の客引きも再び明洞を回った末、看板を掲げない明洞の建物 3 階に位置している秘密倉庫に連れていったと捜査官は言っていた。

市民司警は、明洞でブランド品のマークを付けずにブランド品のスタイルのみ模倣した (商標法違反のように見えるものの、商標法違反ではない) 製品を掲げ、日本人観光客

をターゲットにして客引き行為をする客引きはよく見かける。しかし、だからといって秘密場所で商標法違反の偽ブランド品を販売するという推定だけで取り締まることは困難であるため、今回のおとり捜査が決め手になったと付け加えた。

韓国では偽ブランド品など模倣品を流通・販売すると「商標法」に基づき、7年以下の懲役、又は1億ウォン以下の罰金が科される。

市民司警は本格的に商標法違反行為を取り締まった2012年以降、商標法違反で773人を摘発し、偽ブランド品125,046点（正規品価格439億ウォン）を押収・廃棄処分したとしている。

市民司警は、市民なら誰でもスマートフォンでいつでも民生に関わる犯罪を簡単に通報できる「民生犯罪通報アプリ（ソウルスマート不便申告）」を作り運営している。ソウル市のウェブサイトや120タサンコールセンター、訪問、郵便、ファックスなどの方法で通報・情報提供をすることができる。

○携帯電話：ソウルスマート不便申告（アプリ）→民生事犯通報をクリック

○ソウル市ウェブサイト：(分野別情報サービス) 安全→民生司法警察→民生侵害犯罪通報センター

ソウル市民生司法警察団長は、「ソウルを訪れる外国人観光客に偽ブランド品を販売する行為は、健全な商取引の秩序を乱し、韓国の首都であるソウルの品格を落とす行為」とし、「偽ブランド品が明洞から消えるまで持続的かつ徹底的に捜査する」と述べた。

3-2 外国の有名商標の模倣をめぐる商標紛争が減少

韓国特許庁（2018.8.16）

外国人が韓国人の登録商標を無効（外国の有名商標を模倣するなど）とする商標無効審判請求が減少し続けていることが明らかになった。

直近5年間（2013～2017年）、外国の有名商標の模倣関連で外国人が特許審判院に請求した商標無効審判請求件数は、2013年166件、2014年176件、2015年には193件とピークを迎えた後、2016年137件、2017年127件と減少している。このうち、登録無効審決（容認）件数は2013年72件、2014年78件、2015年81件、2016年56件、2017年48件となっている。直近5年間の平均勝訴率は58.2%であることが分かった。

各国の商標無効審判請求の現状について

直近5年間の外国の模倣商標関連の商標無効審判請求件を国別に見ると、米国299件(37.4%)、日本91件(11.4%)、フランス56件(7%)、ドイツ55件(6.9%)、イタリア53件(6.6%)、中国39件(4.9%)の順となっている。これは、米国による商標権などの知的財産権を重要視する保護政策が影響を与えたためだろう。

外国人による商標登録異議申請の現状について

商標無効審判とは、登録された商標を事後に無効とする制度である。一方、外国の有名商標を模倣して出願した商標について事前(商標審査段階)に商標登録を阻止する外国人による商標登録異議申請件数も減少している。

直近5年間(2013~2017年)、外国人による国内商標出願に対する商標登録異議申請件数は、2013年1,724件、2014年1,391件、2015年1,517件、2016年1,376件、2017年1,201件と、外国人による商標無効審判請求件数と同様に減少傾向にある。国別では、米国2,948件(40.9%)、フランス609件(8.4%)、イギリス502件(7.0%)などの順となっている。

外国人による商標無効審判および商標登録異議申請が減少傾向にある主な原因としては、国内の商標出願人が外国の有名商標を模倣することに対する否定的認識の拡散と、特許庁が継続的に推進した模倣商標防止政策が挙げられる。

特許審判院の審判長は、「外国の有名商標の模倣をめぐる外国人と韓国人の商標紛争は減り続けており、韓流ブームなどにより、韓国の独創的な商標も国際社会で認められている」とし、「先進国との自由貿易協定(FTA)でも知的財産権の保護が重要項目に含まれるなど、外国の有名商標を模倣する行為には警戒心を持たなければならない」と強調した。

- 包装箱を大手有名企業の製品に偽造し、首都圏一帯に流通 -

韓国特許庁の商標権特別司法警察（以下、特司警）は、韓国の大手有名企業の製品のように見せかけた、偽味付けパック肉を製造した A（35 歳）氏と、流通させた B（52 歳）氏を商標法違反の疑いで摘発した。

特司警によると、A 氏と B 氏は調理済み食品（HMR、*）の人気に伴う加工肉の消費増加に気づき、韓国大手有名企業の商標を盗用した味付けパック肉を製造・流通することにした。

*HMR (Home Meal Replacement) : パックご飯、味付け肉などの調理済み食品

A 氏らの犯行は、キャンプ場の多い江原地域の中小型マートでプロモーションを展開していた大手企業の担当者が、味付けパック肉に付いた商標がおかしいと判断して警察に通報し、明らかになった。その後、商標権者が特許庁特司警に事件を正式に依頼し、特司警は捜査に着手した。

特司警は通報を受け、ソウル・京畿・江原一帯で偽パック肉が販売されたという事実を確認し、パック肉の製造工場（慶尚北道漆谷）と流通倉庫（京畿道安山）の強制捜査に乗り出した。その結果、偽パック肉 3,000 点余り（4,500 万ウォン相当）、包装用の箱、包装箱製作用の金型工具などの副資材 4 万点余りを押収した。

この他、A 氏らは昨年 11 月ごろから今年 6 月までの約 8 カ月間、11 億ウォン相当の偽パック肉 6 万点余りを製造・流通し、その量は約 67 トンに及ぶ。

味付け牛肉焼き、味付け鶏カルビ、練炭焼肉など約 10 種類の偽パック肉は、主にソウル・京畿などの首都圏と江原道一帯の小規模マートで販売された。HMR 利用者、観光地やキャンプ場で該当製品を調理して食べた旅行者が被害を受けたとみられる。

商標権を侵害された企業の関係者は、「盗用された商標が付いた偽パック肉の安全や衛生に関わる事故でも発生していれば、これまでの企業イメージや製品の信頼性は損なわれただろう」とし、「特司警が早期に取り締まり、被害を減らすことができた」と述べた。

特許庁産業財産調査課の課長は「最近、1人世帯の増加などに伴い、家庭で迅速かつ簡単に調理して食べる調理済み食品が人気となっていることを狙った悪質な犯罪行為であり、特に国民の安全や衛生に関わる問題であるため、迅速に捜査を行った」とし、「今後も国民生活への影響が大きい健康・安全・衛生関連の偽造品の製造・流通については、徹底的に捜査し、できるだけ早く処理したい」と述べた。

3-4 違法コピー品が出回るオンライン流通市場規模、毎年10%縮小

電子新聞 (2018. 8. 29)

オンラインで流通する違法コピー品が減少した。違法コピー品流通監視システムが功を奏したと言えるだろう。

大統領所属国家知識財産委員会は8月29日、「2017知識財産保護執行年次報告書」を発刊した。報告書には昨年、文化体育観光部、特許庁、法務部など14の関係部処が行った「知識財産保護執行政策」の成果が盛り込まれた。

ネットで出回る違法コピー品の市場規模は2013年には554億ウォンであったが、2017年には334億ウォンとなり、5年で年平均11.87%減少した。オフラインの市場規模も2017年には3,458億ウォンとなり、前年比13.5%減少した。

これについて報告書には違法コピー品流通を常時監視するシステムが奏功したとある。オンライン上の違法コピー品に対する是正勧告件数は2013年の17万1,286件から昨年55万4,843件に3倍以上となった。著作権を侵害する海外サイトへのアクセス遮断要請件数は2013年の13件から2017年には1,003件へと直近5年間、急増した。

オンライン・オフラインで行った模倣品取り締まり件数は前年に比べ、増加した。特許庁特別司法警察は2017年、前年比18.4%増の69万1,360点の模倣品を押収した。オンライン・オープンマーケット（インターネットショッピングモール）における販売差止件数は2013年には4,422件、2015年には5,673件、2017年6,156件となり、毎年増加している。

特許法違反による刑事訴訟は2013年の17件から2017年には26件へと増加した。2017年の民事本案における調停・和解・移送などを除く特許権者の勝訴率は28.1%と、2014年以後、伸び続ける傾向にある。

直近5年間、不正競争防止法、産業技術流出防止法違反の罪で起訴された割合は、それぞれ25.5%、42.5%となっており、知的財産権法律を違反した全事件の平均起訴率を上回っている。

植物新品種違反の罪で検察庁に報告された件数は2013年の2件から2017年には42件へと、山林庁が行った流通取り締まり件数は2013年の14件から2017年には31件へと増加した。2017年の不良種子取り締まり件数は前年比14.8%増の31件となり、違反行為摘発件数も前年比85.7%増の91件となっている。

報告書では、韓国政府は昨年、産業財産権分野で特許法、商標法など産業財産権違反罪に対する罰金刑を引き上げ、保護システムを強化したと紹介している。また、海外のオンラインで販売される模倣品に対するモニタリングシステムを構築し、中国のオープンマーケットであるアリババ、京東商城（ジンドン）と協力して模倣品の流通、販売を遮断するなどして、K-ブランド保護に向けた海外オンライン協力システムを構築したと明らかにしている。

著作権分野では違法コピー追跡管理システム機能を強化、オンライン保護システムを再整備し、関税庁などと協力を行うことで、オフラインで流通する違法コピー品取り締まりを拡大したと説明した。

知識財産委員会共同委員長は「報告書が韓国政府の知的財産保護政策の策定における土台になり、同時に国際知的財産保護の秩序を確立するという意志をグローバルに持続的に発信する疎通の場になることを期待している」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 画像デザイン、創作性が高くなければ、権利として保護されない

韓国特許庁（2018.8.27）

- 「画像デザイン」の審判請求棄却の最大の理由は「創作性が低い」 -

スマートフォンなどのスマートデバイスに使われる画像デザインの審判請求棄却の最大の理由は、「創作性が低い」であることが明らかになった。

韓国特許審判によると、直近5年間、画像デザインに関する審判請求件数は70件であり、そのうち64件が処理（終結）されたことが分かった。

審判請求棄却件数は42件となっている。そのうち41件はデザイン分野に携わる者であれば、簡単に創作することができると判断され、残りの1件は従来のデザインと類似しているため、却下された。

一方、デザインの創作性が認められ、審査局に差し戻した件数は15件であることが明らかになった。

デザイン保護法によってデザインが登録・保護されるためには、既に知られたデザインと同一・類似してはいない上、そのデザイン関連業界に携わるデザイナーや人が簡単に創作することができないものでなければならない。

創作性が低いと判断され、棄却された類型を見ると、まず、TV、インターネット、刊行物などにより、既に広く知られている画面の空間分割、メニュー構成方式、アイコン、グラフィックイメージなどの形状、模様および色彩、これらを組み合わせて提示したケースがある。

次に、デザインが表現された物品を生産・使用するなど、業界でそのデザインに対する普遍的な知識を持つ人のレベルで判断する際、デザインが一般的な創作手法や表現方法に変更されたか、組み合わせられたケースがある。

特許審判院デザイン審判長は、「画像デザインの変化のスピードが速く、利用者の便宜を図るために、徐々に簡素化される傾向があるが、画像デザインとして登録を受けるためには、スマートデバイスのディスプレイ画面でグラフィカルユーザーインターフェース（GUI）方式を高度化するなどして、創作性を高めるために取り組まなければならない」と強調した。

その他一般

5-1 スマートフォンを財布のように折りたたみ、広げる

韓国特許庁 (2018. 8. 20)

- フォルダブルディスプレイ関連の特許出願が増加 -

韓国特許庁は、ディスプレイデバイスに関する特許出願のうち、ディスプレイパネルを折りたたみ、広げることができるフォルダブルディスプレイに関する特許出願が最近、急増していると発表した。

フォルダブルディスプレイに関する特許出願件数を見ると、直近6年間(2012～2017年)で計276件、特に直近3年間(2015～2017年)の特許出願件数は、以前3年間(2012～2014年)の66件の約3.2倍増の210件となっている。

これは、スマートフォンのハードウェアの発展が限界に達し、以前とは差別化されたフォルダブルスマートフォンが突破口になるという見通しに基づき、企業が新たな市場を先取りするために、フォルダブルディスプレイ関連技術の研究開発に集中し、特許出願が活発になったためだろう。

出願人別に見ると、LGディスプレイ94件(34.1%)、サムスンディスプレイ80件(29.0%)、サムスン電子23件(8.3%)、LG電子17件(6.2%)となっており、韓国のディスプレイメーカーとスマートフォンメーカーが特許出願の多くを占めていることが明らかになった。

主な技術の出願動向を見ると、ヒンジとハウジング86件(31.2%)、折りたたみ機能の向上50件(18.1%)、タッチと折りたたみ状態センシング48件(17.4%)、カバーウィンドウ22件(8.0%)などと、ディスプレイを折りたたみ、広げる技術はもちろん、耐久性関連の技術、折りたたみ状態次第でユーザーインターフェイス(UI)を実装する技術など、フォルダブルスマートフォンに特化した新しい技術が大半を占める。

フォルダブルスマートフォンは現在までLenovo(レノボ)などの企業が試作品を披露したことはあるが、ディスプレイ部分に耐久性問題などがあり、量産に入ったことはできなかった。しかし、サムスン電子が来年初めにフォルダブルスマートフォンであるギャラクシーXを公開する予定であり、多くの企業がこぞってフォルダブルスマートフォンの発売に取り組んでいる。

特許庁ディスプレイデバイス審査チームのチーム長は、「フォルダブルスマートフォンはガラッと変わったデザインやイノベーション技術を駆使し、低迷しているスマートフォン市場を活性化し、関連産業の雇用創出に寄与すると見込まれる」とし、「ただ、数万回以上折りたたんで広げても跡が残らないように、耐久性を維持する技術が商用化のカギとなるため、中核技術に対する特許権を優先的に獲得し、市場で優位に立つことが重要だ」と訴えた。

特許庁はディスプレイ技術分野の特許競争力を強化するために、業界と特許庁間のコミュニケーションと協力の一環として『IP Together』というイベントを定期的を開催しており、「特許法説明会」なども開き、関連情報を継続的に提供していく計画である。

5-2 2018年上半期中知財権貿易収支赤字が過去最低、韓流コンテンツの力

電子新聞 (2018. 8. 21)

海外進出のゲーム会社の売上好調、出版・映像分野の知的財産権の輸出拡大に支えられ、上半期の知的財産権貿易収支の赤字が過去最低となった。

韓国銀行（中央銀行）は8月21日、「2018年上半期中の知的財産権貿易収支（暫定値）」を発表した。それによると、今年上半期の知的財産権の輸出は66億7,000万ドル、輸入は72億2,000万ドルとなり、知的財産権収支は6億ドルの赤字であった。

2010年に統計を取り始めて以来、上半期の赤字は半期ベースで過去最低となった。

韓国銀行の関係者は、「電気・電子製品を生産する国内大企業の特許および実用新案権の輸入は増加しているが、ゲーム会社のフランチャイズ権、コンピュータプログラムの著作権などの輸出が拡大し、赤字幅が減少した」と説明した。

類型別ではフランチャイズ権(6億9,000万ドル)、機関形態別では国内大企業(4億8,000万ドル)、産業別では出版・映像・放送通信・情報サービス業(8億5,000万ドル)、取引相手国別では中国(16億1,000万ドル)がそれぞれ半期では過去最高の黒字となった。

類型別では産業財産権が10億5,000万ドルの赤字となった。産業財産権の特許および実用新案権は前年同期の10億2,000万ドルの赤字に比べ、3億4,000万ドルの赤字が拡大した。

一方、商標およびフランチャイズ権は7,000万ドルの黒字となった。そのうち、商標権は6億3,000万ドルの赤字となり、前年比、赤字が縮小した。その背景には外国人投資の中小・中堅企業による米国商標の輸入が減少したことがある。

その代わりに、著作権は3億7,000万ドルの黒字となった。ゲーム会社の著作権輸出が拡大し、音楽・映像は1億2,000万ドルの赤字となった。コンピュータプログラムは1億8,000万ドルの黒字となった。

機関形態別では国内の中小・中堅企業が保有する知的財産権もゲーム会社の活躍に伴い、8億8,000万ドルの黒字となった。

外国人投資の中小・中堅企業は16億9,000万ドルの赤字となり、過去最低となった。外資系IT企業によるコンピュータプログラムの著作権輸入が伸びたためである。

知的財産権貿易収支の最大赤字国は米国であった。赤字幅はさらに拡大し、21億1,000万ドルに達した。

一方で、ベトナムでは12億4,000万ドルの黒字となった。国内企業が現地法人を設立し、特許および実用新案権の輸出がやや増加したためである。

5-3 韓国大企業の甘い特許戦略...登録料未払いによる消滅率が海外より高い

電子新聞 (2018.8.23)

韓国の主な大企業は特許権利の維持に消極的であることが明らかになった。海外に比べ、韓国国内で特許紛争が少ないとはいえ、特許戦略の見直しが必要である。

知的財産サービス企業 WIPS が 1998 年 9 月から今年 7 月までの韓国国内の特許出願情報を分析した結果、韓国大企業が拒絶査定不服審判で取得した特許の消滅率が海外に比べて高いことが分かった。拒絶査定不服審判とは、出願特許に対する特許庁の拒絶決定に不服として控訴する審判である。拒絶査定不服審判によって登録した特許は、企業が戦略的に管理する特許といえるだろう。

同期間、韓国で行われた拒絶決定不服審判件数は計 9 万 7,000 件である。そのうち、大企業の申請が 26% を占めている。上位 3 つの企業はサムスン電子、LG 電子、LG ディスプレイの順である。全体に占める 3 社の割合は 12% に達し、1 万 2,000 件となっている。

最初の判定を覆し、登録決定が下りた特許件数は、サムスン電子 3,743 件、LG 電子 2,909 件、LG ディ스플레이 1,673 件である。このうち、1,686 件 (45%)、1,484 件 (51%)、103 件 (6%) は特許料の未払いにより、消滅した。これは、LG ディ스플레이を除けば、同期間、韓国で請求された拒絶決定不服審判で登録決定となった 6 万件余りの消滅率 38% よりも高い数値である。

サムスン電子と LG 電子の海外登録特許の現状と比較しても韓国国内での消滅率は高い。サムスン電子は同期間、日本で 3,500 件の拒絶決定不服審判を請求し、62%の登録決定を受けた。米国では 770 件を請求し、そのうち 48%が登録決定を受けた。登録維持を放棄した特許の割合は、日本で 33%、米国で 14%となっている。

LG 電子は日本と米国でそれぞれ 1,000 件、100 件の拒絶決定不服審判を請求した。登録率はそれぞれ 62%、77%となっている。登録維持を放棄した特許の割合は、日本で 29%、米国で 10%となっている。

その背景には特許紛争、特許登録料などの影響があるだろう。特許紛争は韓国国内より米国、日本でよく起きる。韓国では一定期間後、特許を再登録すると、費用は倍近くなる。

WIPS のチーム長は、「拒絶査定不服審判を請求してまで権利の維持に励んだ特許は、その企業の戦略において重要なものだ」とし、「審判制度まで活用して権利の維持を希望する特許については、綿密に考える必要がある」と強調した。また、「不服手続きまで経て確保した特許の消滅率が高いのは残念だ」と付け加えた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム